山運整第256号の2 令和3年9月1日

自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長 (公印省略)

令和3年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施について

標記について、令和3年8月31日付け東自旅一第316号、東自貨第192号、東自監第89号、東自整第74号及び東自保第63号により、自動車交通部長及び自動車技術安全部長より別添のとおり通知があったので、事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

東自旅一第316号 東自貨第192号 東自監第89号 東自整第74号 東自保第63号

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長 (公印省略) 自動車技術安全部長 (公印省略)

令和3年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、令和2年度より「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施して積極的に取り組んできたところであるが、令和2年度の東北地域の発生件数は43件(速報値)であり、統計上最大の件数となった令和元年度に続き2年連続で40件を超える危機的な状況であることを重く受け止める必要がある。

昨年度の「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」は、全国一斉に11月より開始したが、東北地域においては、既に冬用タイヤへの交換作業を終えようとする時期になっていたことから、今年度は、東北地域独自に9月より「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を別添のとおり実施することにしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれたい。

# 令和3年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」 実施要領

### 1. 実施事項

- (1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動
  - ① 東北運輸局は、車輪脱落防止にかかる特別ページを設置するとともに、局 Twitter 等に車輪脱落事故防止にかかる情報を展開する。
  - ② 東北運輸局及び各運輸支局は、ポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。
  - ③ 各運輸支局は、整備管理者研修、整備主任者研修及び自動車検査員研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知徹底を図る。
  - ④ 東北運輸局は、次の関係機関に対して協力依頼する。
    - ○地方整備局
      - ・道路上に設置された電光掲示板を用いた啓発活動を依頼する。
      - ・道の駅におけるポスターの掲示及びチラシの設置を依頼する。
    - ○NEXCO 東日本
      - ・SA、PA に設置されたデジタルサイネージを用いた啓発活動及びポスターの掲示及びチラシの設置を依頼する。
  - ⑤ 各運輸支局は、次の関係機関に対して協力依頼する。
    - ○各県道路管理者
      - ・道路上に設置された電光掲示板を用いた啓発活動を依頼する。
      - ・県管理の施設におけるポスター掲示及びチラシの設置を依頼する。
    - ○各県労働局
      - ・各労働基準監督署の立ち入り調査時に、事業者にチラシを渡すことによる車 輪脱落防止の注意喚起を依頼する。
    - ○安全運転管理者講習実施機関
      - ・安全運転管理者講習を実施している機関(各県安全運転管理者協会等)に対して、受講者にチラシを渡し車輪脱落防止の注意喚起を依頼する。
    - ○各県交通安全対策協議会
      - ・支局役職者が委員又は幹事となっている各県交通安全対策協議会等において、 交通安全県民運動等の際に、車輪脱落防止の注意喚起を依頼する。
- (2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導
  - ① 各運輸支局は、街頭検査を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける。
    - なお、トルクレンチを用いた点検を行ったうえで、大型車の運転者に対してヒアリングを行う街頭検査は、街頭点検と表記し、事前プレス発表したうえで実施する。
  - ② 各運輸支局は、車輪脱落事故を発生させた大型車の使用者に対して、事故直前の車輪脱着歴等についての詳細調査を実施するとともに、可能な場合には、実態

調査として、現車の確認を行う。

- ③ 各運輸支局は、運送事業者に対して、取組状況を確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。なお、対象とする事業者は、令和2年度を優先に過去3年間(平成30年度以降)に車輪脱落事故を発生させた運送事業者として、計画的に実施する。
- ④ 各運輸支局は、大型車を取り扱う指定工場監査時に実態等のヒアリングを実施する。
- ⑤ 各運輸支局は、次の関係団体等に対して、積極的な取組を実施するよう協力要請する。

なお、各県の実情に応じて、関係団体等を集めた対策会議(説明会)を開催する 等、各団体と意思の疎通を図り、連携して対応できるよう配慮するものとする。

- ○地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という)
  - ・地方実施機関が巡回指導の際、貨物運送事業者が行っている取組状況を確認 するとともに、取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導を行 うよう要請する。
- ○各県トラック協会
  - ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員 事業者に対して事故防止対策(大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対 策※」)の周知徹底を図るよう要請する。
  - ・車輪脱落事故防止に関する決起集会(研修会等)が開催される場合にあっては、可能な限り、支局からも参加して、車輪脱落事故防止に関する講義の実施や、支局長メッセージの読み上げ等、支局と連携して取り組むよう要請する。
- ○各県バス協会
  - ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員 事業者に対して事故防止対策(大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対 策」)の周知徹底を図るよう要請する。
- ○各県自家用自動車協会
  - ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員 事業者に対して事故防止対策(大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対 策」)を周知するよう要請する。
- ○各県自動車整備振興会
  - ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員 事業者に対して事故防止対策(大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対 策」)を周知するよう要請する。
  - ・整備工場の取り組みとして、タイヤ脱着車両の大型車の使用者に対し、増し締めの周知を徹底するとともに、状況に応じて「増し締めを実施したか」を電話等で確認する活動を要請する。
- ○各県自動車車体整備協同組合
  - ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、組合 員事業者に対して事故防止対策(大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急

対策」)を周知するよう要請する。

- ○日本自動車販売協会連合会各県支部
  - ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、会員 事業者に対して事故防止対策(大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対 策」)を周知するよう要請する。特に大型車販売店の営業担当が大型車の使用者 に訪問する際は、丁寧に注意事項等を説明し事故防止対策を確実に実施するよ う呼びかける。

# ○各県石油商業組合

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、組合 員事業者に対して事故防止対策(大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急 対策」)を周知するよう要請する。
- ○各県のタイヤメーカー大手4社の販売拠点

(大手4社とは、株式会社ブリヂストン、住友ゴム工業株式会社、横浜ゴム株式会社、TOYO TIRE 株式会社です。)

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、提携のタイヤショップに対して事故防止対策(大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」)を周知するよう要請する。
- ・タイヤショップの取り組みとして、タイヤ脱着車両の大型車の使用者に対し、 増し締めの周知を徹底するとともに、状況に応じて「増し締めを実施したか」 を電話等で確認する活動を要請する。
- ※「令和2年度緊急対策」とは、「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について」(令和2年10月30日付け、国自安第110号、国自旅第261号、国自貨第54号、国自整第188号)の別添1を指すが、「令和3年度緊急対策」が策定された場合には、本通達の文中「令和2年度緊急対策」は「令和3年度緊急対策」に読み替えるものとする。

#### 2. キャンペーンの実施期間

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬期における事故多発に鑑み、令和3年9月から令和4年2月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として東北地域独自に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

# 3. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、最新かつ 正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

#### 4. 報告

各運輸支局は、取り組み状況について、別途指示する方法により運輸局に報告する。